

猪名川町居宅生活支援事業ガイドライン

移動支援事業・日中一時支援事業



平成 29 年 4 月

猪名川町

1. 居宅生活支援事業

障がいのある方（者・児）が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障がいのある方等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。

◎ 移動支援事業

障がいのために、屋外での移動に支援が必要な障がいのある方（者・児）に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をする際に必要となる移動の介護又は付き添いを行います。

◎ 日中一時支援事業

障がいのある方（者・児）の日中における活動の場を確保し、障がいのある方等の家族の就労支援及び障がいのある方等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供することを目的に実施します。

2. 対象者

◎ 移動支援事業

町内に居住する人及び特定施設（在宅に限る）の支給決定を受けている人で、下記に該当する人。

※家族等の支援を受けられるときは対象となりません。

【身体障がいのある方】

屋外での移動に著しい制限のある全身性障がい者であって、移動支援事業の便宜を必要とする人。または、視覚障がい者。

※視覚障がい者で身体介護を必要とする人は、同行援護の申請となります。

※「全身性障がい者」とは、身体障害者手帳の肢体障害程度が1級に該当する人であって、両上肢及び両下肢の機能障がいを有する人、又はこれに準ずる者で、立位保持をして歩行が困難であるため屋外移動について車いすを必要とする人。

※同行援護とは、障害福祉サービス（介護給付）で「視覚障がいにより移動に著しい困難を有する」人に支給決定されます。障害支援区分が2以上で「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか一つが「できる」以外と認定されれば「身体介護を伴う場合」となります。

【知的障がいのある方】

知的障がい者であって、移動支援事業の便宜を必要とする人。ただし、行動援護の支給決定をされた場合を除きます。

※行動援護とは、障害福祉サービス（介護給付）で「知的・精神障がいにより行動上著しい困難がある」人に支給決定されます。

※療育手帳または、医師の診断書等で知的障がいを確認する必要があります。

【精神障がいのある方】

精神障がい者であって、一人での外出が困難（漠然とした不安がある、妄想がある、交通や公共機関等の利用に係る各種手続きを一人で行うのが困難など）であり、移動支援事業の便宜を必要とする人。ただし、行動援護の支給決定をされた場合を除きます。

※精神障害者保健福祉手帳または、医師の診断書等で精神障がいを確認する必要があります。

【障がいのある児童】

屋外での移動に著しい制限のある”脳性まひ等”全身性障がい児、または、知的障がい児であって保護者が付き添うことができない場合に、移動支援事業の便宜を必要とする児童。ただし、行動援護・重度訪問介護の支給決定をされた場合を除きます。

※障がいの有無にかかわらず、通常、小さな子どもの外出には保護者が付き添うことが想定されます。よって、児童への給付に対しては「児童に対してどこまで保護者が関わっていくことが通常であるか」を客観的に判断したうえで、移動支援事業の必要性を検討します。このことから児童単独での外出が想定しがたい、小学6年生までに関しては、原則移動支援の対象外となりますが、個々の事情もあるため個別に状況を聴取し、支給の可否を判断します。なお、中学生以上についても、保護者が付き添うことができる場合は対象外となります。

※次のような場合には移動支援事業が認められる場合があります。

- ① 保護者が障がいのある児童1名、障がいのない児童1名を連れて外出する際に、障がいのある児童の介護を十分にできないことから、介護補助が必要な場合。
- ② 保護者が障がいのある児童を連れて外出する際に、児童の体格が大きく、かつ、多動性や他害行為が頻繁にあり、保護者一人で付き添うことが難しい場合。

◎ 日中一時支援事業

町内に居住する障がいのある方が対象となります。障がい者手帳または、医師の診断書等で障がいを確認する必要があります。

3. 利用者負担等

世帯の負担能力（収入状況）により、1ヵ月の負担上限月額が設定されます（負担上限月額に達するまでは、下記の報酬単価の1割が利用者負担になります）。

【移動支援に係る給付費】

障害支援区分	対象者	時間※	単価
区分2	①食事行為、排泄行為に対して介助が必要となる者 ②移動支援に係る調査票において7点以上となる者	30分未満	2,540円
		30分以上 1時間未満	4,020円
		1時間以上 1時間30分未満	5,840円
		以後30分につき	830円
区分1	①視覚障がい者 ②移動支援に係る調査票において7点未満となる者	30分未満	1,050円
		30分以上 1時間未満	1,970円
		1時間以上 1時間30分未満	2,760円
		以後30分につき	700円
加算	早朝：午前6時から午前8時まで 夜間：午後6時から午後10時まで	所定単価×25/100を加算	
	深夜：午後10時から午前6時まで	所定単価×50/100を加算	
	2人派遣	別に定める。	

※時間の考え方については、障害福祉サービスの時間の算定方法を基準としています。

よって「未満」という表記は、その時間を含んで計算してください。具体的な請求例に関しては、P16のQ25を参照してください。

【日中一時支援に係る給付費】

区分	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上
区分3	1,890円	3,780円	5,670円
区分2	1,480円	2,960円	4,440円
区分1	1,220円	2,450円	3,670円
食事提供体制加算	420円		
送迎サービス加算	(片道) 1,840円		

備考 食事提供体制加算対象者は、市町村民税均等割非課税世帯の者としします。

※時間の考え方については、障害福祉サービスの時間の算定方法を基準としています。よって「未満」という表記は、その時間を含んで計算してください。具体的な請求例に関しては、P17のQ26を参照してください。

【負担上限月額】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税所得割額16万円未満	9,300円
一般2	市町村民税所得割額16万円以上	37,200円

※世帯の範囲

者（18歳以上）：障がいのある人とその配偶者

児（18歳未満）：保護者の属する住民基本台帳の世帯

※障害福祉サービスの利用者負担とは異なるものであるため、高額障害福祉サービス費の支給対象にはなりません。

※世帯で複数人が利用した場合でも、利用者ごとに負担上限まで費用負担があります。

◎移動支援に伴う諸経費について

外出の際、利用者とヘルパーの交通費や入場料等がかかる場合があります。次を参考に事前に事業所と相談した上で利用してください。事業所においても契約時や利用時によく利用者と確認をしてください。

項目	負担する人
ヘルパー派遣に要する交通費	原則、事業所（ヘルパー）が負担。 ただし、出発地点が事業所の定める実施区域外の場合は、事業所はあらかじめ利用者に対して説明を行い、同意を得ている場合には利用者負担とすることが可能。 ※実施区域外とは…各事業所がサービス提供を行うこととしている地域以外の場所。
移動支援中の交通費 (電車代、バス代等)	利用者がヘルパー分を負担。
入場料やチケット代等	利用者がヘルパー分を負担。
食事代	事前に事業所に確認してください。 ※ヘルパーの食事中は、介助をしている状態とはいえないため移動支援の対象にはなりませんが、食事中も突発的に介助を行う必要がある場合は食事中も算定できます。
駐車場代	事前に事業所に確認してください。 駅を出発地点とする場合、ヘルパーが駅近辺の有料駐車場に車を停める場合があります。

4. 移動支援事業における外出の範囲等

移動支援事業利用に係る外出目的達成における外出の範囲は、原則、出発地（自宅→目的地→自宅を移動の対象（ドアツードアの原則））としています。しかし、利用者の状況によっては、片道や目的地内のみ利用についても可能とすることがあります。

（１）対象となる外出の範囲

事由	外出内容	外出先の例
社会通念上外出が必要不可欠と認められる場合	行政機関等に関わる手続き、相談、選挙の投票等	役所、裁判所、警察署等の官公庁等
	医療機関への受診、出産・入退院等の手続き、相談等	病院、診療所、保健センター等
社会参加促進の観点から、日常生活上外出が必要な場合	文化施設等の利用	美術館、映画館、コンサート会場等
	体育施設等の利用	体育館、競技場、プール等
	観光施設等の利用	動物園等
	買物	商店、デパート等
	理容・美容・着付け	理容院、美容院
	冠婚葬祭（身内の場合不可）	結婚式、葬式、法事等の会場
	金融機関の利用	銀行、郵便局等
国、県、町主催の研修・講座・訓練・見学等各種行事への参加障がい者団体等の主催する福祉大会等への参加	政策提言サポーター懇談会等	

（２）対象とならない外出の範囲

事由	外出先の例
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出 ※習い事等の場合で最大支給量の範囲内であれば、利用可能	通院、通学、通所、通園、学童保育への送迎 ※通院は通院介助にて対応します
本制度を利用することが適当ではない外出	布教活動、選挙運動等の政治活動
	ギャンブル、公序良俗に反する外出

（３）移動支援の対象と考えられるサービス内容

- 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等）
- 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- 外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援等）
- 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

（４）移動支援に含まれないと考えられる事例

- 病院等での単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合
- 遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為）
- 移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合
- 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合
（※移動支援は、障がい者（児）に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトを目的としたものは対象とはなりません。）

(5) 例外的に認める外出の範囲

① 保護者のけがや入院等の理由によるもの

通常介助を行っている保護者のけがや入院、障がい、出産等により、代替者に介助者を必要とする場合等は、緊急性が高いものと判断できることから、基本的に対象外となる「通年かつ長期にわたる外出」であっても、その原因の回復に至るまでの期間に限って認められます。

ただし、介護給付「居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援」で対応ができる場合は、その利用を優先します。

② 危険行為や迷惑行為等により常時介助が必要なもの

余暇活動等社会参加促進として体力増強や健康増進に係るプール等の施設利用時については、原則、「施設管理者において対応」されるべきであり移動支援の対象外となりますが、障がいの特性によるプール等内における危険行為の回避や他の利用者への迷惑行為等、常時介助がいる場合については、利用中における排泄、食事、着替え等を含めて認められることがあります。

5. 支援区分の判断基準

◎知的・精神障がいのある方の移動支援については、下記の調査票で7点以上を区分2とします。

◎身体障がいのある方については、食事行為、排泄行為に対して介助が必要となる者を区分2とし、視覚障がいのある方については、区分1とします。

■移動支援に係る調査票

調査項目	0点		1点	2点	
本人独自の表現方法を用いた意思表示	意思表示できる		時々、独自の方法	常に独自の方法	意思表示できない
言葉以外の手段を用いた説明理解	説明を理解できる		時々、言葉以外の方法	常に言葉以外の方法	説明を理解できない
食べられないものを口に入れる	ない	時々ある	ある（週1回以上）	毎日	
多動又は行動の停止	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
パニックや不安定な行動	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
自分の体を叩いたり傷つけたりするなどの行為	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
他人に抱きついたり、断りもなくものを持ってきたりする	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
環境の変化により突発的に通常と違う声を出す	ない	希にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回
突然走っていなくなるような突発的行動	ない	希にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回
過食・反すうなどの食事に関する行動	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
てんかん発作	無又は年1回以上		月に1回以上	週1回以上	

■日中一時支援に係る調査票

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排泄	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	移動	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。
④	行動障がい及び精神症状	・ある	ほぼ毎日ある。
		・ときどきある	週1・2回程度以上ある。
行動障がい及び精神症状の内容 (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 (2) 睡眠障がいや食事・排泄に係る不適応行動 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。また、自室に閉じこもって何もしない。			

上記の項目のうち次の区分を設定する。

【区分3】①から③の項目のうち「全介助」が2項目以上又は④の項目のうち「ある」が1項目以上の場合

【区分2】①から③の項目のうち「一部介助」が2項目以上又は④の項目のうち「ときどきある」が1項目以上の場合

【区分1】区分3又は区分2に該当しない者で①から④のうち「ある」、「ときどきある」、「一部介助」又は「全介助」が1項目以上の場合

ただし、猪名川町障害支援区分認定審査会において障害支援区分を認定している利用者については次のとおりとする。

障害支援区分	日中一時支援の障害支援区分
区分6	区分3
区分5	
区分4	区分2
区分3	
区分2	区分1
区分1	

6. 支給決定量について

【移動支援】月単位の最大支給量

身体障がい者（全身性障がい者）・知的障がい者・精神障がい者	40時間
児童	20時間

【日中一時支援】月単位の最大支給量

就労支援を目的とする場合	23日
家族等の一時的休息を目的とする場合	8日

※家庭の状況等で最大支給量を超えるサービス利用が必要な場合は、町に相談ください。

※他の日中活動系のサービスを利用している場合は、合わせて30日以内の支給となるよう日中一時支援の支給量を調整する場合があります。

※移動支援の1回の利用時間の上限を原則8時間とします。上限を超えて利用を希望する場合は、労働基準法に基づいた配慮が必要となるため、事業所とよく相談してください。

7. 二人介護について

身体的特徴や行動面において、ヘルパー二人対応が必要であると認められる方については、二人介護対象者としての認定を行います。二人介護を受けた時間数及び利用料については、二人分生じます。

- 利用者の身体的理由により一人の介護従業者による介護が困難と認められる場合
- 暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合
- その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合

8. サービス提供者の資格・要件について

法人格を有し、下記の人員に関する基準を満たすこと。また、事業所については利用申込みの受付・相談等に対応するスペースを確保すること（プライバシーが守られるよう配慮すること）。

◎管理者

常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者とする（管理者はヘルパーである必要はなし）。ただし、以下の場合で、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務との兼務可能。

- ①当該事業所の従業者としての職務に従事する場合。
例えば、当該事業所のサービス提供責任者や事務職に従事する場合。
- ②当該事業所が居宅介護事業所等の指定を受け、その管理者として業務に従事する場合。
- ③一体的に管理する他の事業所・施設等の管理者としての職務に従事する場合。

◎サービス提供責任者

事業の規模に応じて1人以上の者とする。（サービス提供責任者はヘルパーである必要はなし。）管理者との兼務可能。従業者のうちから選任することも可能。原則、常勤の者であるが、下記配置基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない場合においては、1人分のみを常勤換算を可能とする。また、5人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない場合においては3分の2以上を常勤の者とする。ただし、非常勤のサービス提供責任者についても、当該事業所において定められている常勤の者が勤務すべき時間数の2

分の1以上勤務しなければならない。

資格要件：障がい者に対し、適切な移動支援のコーディネートを行う能力を有し、専ら当該業務に従事する者。

配置基準：移動支援の実利用者 30 人につき 1 人。

◎従業者

常勤換算方法で 2.5 人以上。

※移動支援事業者が、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の事業を行う場合については、一の事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。

※移動支援のサービス提供にあたっては、障がい種別ごとに従事者の必要な資格が異なります。必要な資格要件については、次のとおりです。

区分	視覚	身体	知的	精神
介護福祉士	×	○	○	○
居宅介護従業者養成研修修了者	×	○	○	○
訪問介護員養成研修修了者	×	○	○	○
介護職員基礎研修修了者	×	○	○	○
ガイドヘルパー養成研修（視覚障がい者）修了者	○	×	×	×
同行援護従業者養成研修修了者	○	×	×	×
ガイドヘルパー養成研修（全身性障がい者）修了者	×	○	×	×
ガイドヘルパー養成研修（知的障がい者）修了者	×	×	○	×
重度訪問介護従業者養成研修修了者	×	○	×	×
行動援護従業者養成研修修了者	×	×	○	○

7. よくある質問について

Q 1 : スポーツ観戦、映画鑑賞、レッスンなどは、終わるまでヘルパーに待っていてもらうことはできますか？

A 1 : 利用者がスポーツや映画を見ている間などで本人への介助が必要なく、ヘルパーが支援を行っていない単なる待ち時間の場合は移動支援の対象となりません。
長時間ヘルパーを待たせてしまう場合、利用が可能かどうかは事業所へお問い合わせください。

Q 2 : 移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内での介助の取扱いはどうになりますか？

A 2 : 次の受診日が決まるような定期通院においては、障害福祉サービスの居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）を優先して利用することになります。突発的に受診が必要となった場合は、移動支援を利用できます。また、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものとなりますが、院内のスタッフによる介助が行われない場合で、利用者の障がいの状況によって必要となる介助であれば、移動支援の対象とすることができます。単なる待ち時間については、移動支援の対象とはなりません。

【院内介助が認められる場合】

◎視覚障がいのある人で、院内の配置が分からず付き添いが必要な場合。

◎知的障がいのある人で、ヘルパーの付き添いがなければパニックを起こしてしまうことが考えられる場合。

◎待ち時間中にトイレ介助が必要となる可能性がある場合 など

Q 3 : 病院に入院中や障害者施設（短期入所・施設入所支援）に入所中である場合は利用できますか？また、入院中や施設入所中の者が一時帰宅した際に、移動支援を利用することはできますか？

A 3 : 入院中・入所中の場合は、原則、病院や施設で対応すべきものであるため、移動支援は利用できません。ただし、一時帰宅中であって、自宅での受け入れ体制が確保されていない場合は、一時的に利用することができます。

Q 4 : グループホームやケアホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A 4 : グループホーム、ケアホームに入居している場合も、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応すべきですが、人員不足等により事業者側で対応できない場合に限り、移動支援の利用を可能とします。その場合、事業者からの依頼書等を提出いただく場合があります。

Q 5 : 家族が目的地まで送迎し、ヘルパーは目的地のみで移動支援を利用できますか？

A 5 : 目的地での移動支援が必要な場合、現地でヘルパーと待ち合わせて、目的地での活動に支援を行うことは可能です。

Q 6 : 自宅から目的地への片道送迎をした後、ヘルパーが自宅に置いた車を取りに戻る時間も移動支援の対象時間に含まれますか？

A 6 : 利用者の支援をしている時間のみ対象となるため、ヘルパーが車を取りに戻る時間は対象時間に含まれません。

Q 7 : 予定していた移動支援を急にキャンセルした際、キャンセル料は発生しますか？

A 7 : 契約時に事前に事業所に確認してください。事業所もヘルパーのシフトを細かく組んで対応している場合があるため、利用者全額負担のキャンセル料が発生する場合があります（※キャンセル料については、町からの給付はありません）。なお、外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等）を行ったものの、外出せず、キャンセルとなった場合は、「外出の準備に伴う支援」の時間については、移動支援の算定対象となります。

Q 8 : 学校や施設の行事に参加する際に移動支援を利用できますか？

A 8 : 利用できません。学校や施設の行事は、あくまで学校や施設の主催によるものであり、学校や施設で対応するものであります。行事の時間は授業等の一環であるため移動支援は認められません。（※遠足や社会見学への同行も対象外です）

Q 9 : 学童保育中にプール等へ行く場合は、移動支援は使えますか。

Q 9 : 学童保育中の移動については、基本的に学校での対応となりますが、学校での対応が困難な場合等に限り、移動支援の対象となります。

Q 10 : 家族会や保護者・PTA が主催する行事への参加に移動支援を利用できますか？

A 10 : 学校や施設が主催する行事とは別のもので、社会参加の一環と考えられるため、主催者側の支援が得られない場合は利用できます。ただし、小学生以下で保護者同伴が必須である場合に、ヘルパーが保護者の代わりとして参加することはできません。

Q 11 : 近所の公園で子ども遊ばせたいのですが、移動支援は利用できますか。

Q 11 : 近所の公園で遊ぶ場合、外出のための支援ではなく、見守りが主な支援となるため、移動支援を利用することはできません。障がいのある児童の活動の場としては、日中一時支援、障害児通所支援のサービスを利用してください。

Q 12 : 学校や通所事業所の終了後、帰り道に菓子や飲料等の買い物をしてから帰宅したいのですが、利用できますか？

A 12 : 通学や通所の最中となり学校や事業者が対応すべきことであるため、移動支援は利用できません。ただし、帰宅後に移動支援を利用し買い物に再度出かけることが、通学経路上、著しく非効率である場合に限り、移動支援による買い物等を途中にはさむことが可能です。

Q 13 : ヘルパーに運転してもらって目的地まで移動してもよいですか？

A 13 : 知的・精神障がい者及び障がい児については、ヘルパーが運転する車で目的地まで移動できません。ヘルパーの運転中は突発的に利用者への支援が必要となった場合に対応できないためです。

※家族も同乗し、障がい者の介助をする場合は可能ですが、ヘルパーは介助している状態ではないため、移動支援の算定はできません。

身体障がい者の場合で突発的な介助が想定し難い場合は、ヘルパーの運転による移送は可能ですが、車での移送にあたっては、道路運送法に抵触（無許可営業に当たる）ことがあるので注意してください。また、「常時介護ができる状態で付き添う」ことが前提であるため、車での移送中の算定は不可とします。

Q 1 4 : 利用者の家族が運転する車に乗り、ヘルパーは後部座席において利用者につき添って介助をしていた場合、移動支援を利用することはできますか？

A 1 4 : 利用可能ですが、公共交通機関を利用することが原則であり、家族・友人・ボランティア等による運転は事故等の不慮の事態を想定すると、好ましくありません。やむを得ない場合は、事故等の対応について利用者・事業者間で十分に協議しておいてください。なお、運転する車に乗る場合、ヘルパーが利用者に対して「常時介助ができる状態で付き添う必要がある場合」は移動支援の算定対象となりますが、乗車中に介助が必要ない場合は算定対象となりません。

◎算定が認められる場合

- ・乗車中、常時利用者の座位保持のため支えている必要がある場合

Q 1 5 : 電動車いすを利用していますが、移動支援は利用できますか？

A 1 5 : 補装具における電動車いすの給付目的は移動が自立できることにあります。したがって、基本的には移動支援を利用する対象者とはなりません。利用を希望する相当の理由がある場合は、個別に福祉課へ相談してください。

Q 1 6 : スーパー銭湯・温泉等の余暇を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助を移動支援の対象として良いのでしょうか？

A 1 6 : 公衆浴場等における余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象となります。

Q 1 7 : 旅行する際に移動支援の利用はできますか？

A 1 7 : 旅行であっても移動支援を利用することができます。また、宿泊を伴う旅行の場合については、特例的に、宿泊先のホテル等を居宅として位置づけることにより、移動支援の利用を可能とします。ただし、宿泊先のホテル等の介助は、外出に係る介助に限られます。宿泊先での食事、排せつ等の介助は移動支援として認められません。なお、旅行の場合、長時間にわたるサービス提供が必要となり、労働基準法に基づいた配慮が想定されるため、事業所とよく相談してください。

Q 1 8 : 家族が不在なので、幼児・学齢児を遊びに連れて行ってほしい。

A 1 8 : 認められません。障がいがあることに起因している支援ではなく、障がいの有無にかかわらず子育てからくるニーズと判断します。

Q 1 9 : 利用者の家族が、ガイドヘルパーとして支援を行うことは可能ですか。

A 1 9 : 家族による支援のため、移動支援として認めることはできません。また別居の親族であっても、結婚して別世帯になった兄弟姉妹（もしくはその配偶者）等、家族と同等と判断される場合には、移動支援として認められないことがあります。

Q 2 0 : 冠婚葬祭に利用できますか。

A 2 0 : 身内以外の冠婚葬祭の場合は可能です。身内の冠婚葬祭については、親族が多数集まる場と想定されるので、自助・共助の範疇と考えますので、利用できません。

Q 2 1 : 友人の家に行くのに移動支援は使えますか？

A 2 1 : 余暇活動の一環として友人宅へ移動支援を利用することはできます。ただし友人宅内での支援は共助の範疇であると考えられるため、移動支援の対象となりません。

Q 2 2 : 習い事やサークル活動に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 2 2 : 習い事等に限り、最大支給量の範囲内であれば、通年かつ長期にわたる外出であっても利用可能とします。ただし、習い事の最中にヘルパーが外で待機する場合は、その待機時間は移動支援の算定対象となりません。

Q 2 3 : 複数の事業所を利用する場合、届け出等は必要ですか？

A 2 3 : 特に必要ありません。また、複数の事業所を使うことで、負担上限月額を超える場合は、事業所に対しては通常通り 1 割負担で支払を行い、後日役場で還付の手続きを行ってください。その際に該当月の領収書が必要となりますので、領収書は大切に保管してください。

Q 2 4 : 利用料等の算定にあたって、小数点等の端数が発生した場合は、切り捨てで計算しますか？

A 2 4 : 切り捨てで計算してください。

(例) 移動支援を区分 2 の方が 14 時～18 時 30 分まで利用した場合

4 時間 30 分の利用料として 10,820 円と夜間加算により 207.5 円の合計 11,027.5 円となりますが、端数を切り捨てるため、11,027 円が利用料となります。

(利用者負担が発生する場合)

利用者負担 1,102 円 (11,027 円の 1 割=1,102.7 円で端数切り捨て)

町への請求は 11,027 円-1,102 円=9,925 円

Q 2 5 : 移動支援を 15 分行った場合は、費用の算定はできますか？

A 2 5 : 最初の 30 分間については、時間が短くても 30 分の単価請求はできます。その後の単価区分については、20 分以上サービスを提供することが必要となります。

(例) 利用者が区分 2 の場合

時間	単価(区分 2 の場合)
50 分まで	2,540
1 時間(50 分～1 時間 19 分まで)	4,020
1.5 時間(1 時間 20 分～1 時間 49 分まで)	5,840
2 時間(1 時間 50 分～2 時間 19 分まで)	6,670
2.5 時間(2 時間 20 分～2 時間 49 分まで)	7,500
3 時間(2 時間 50 分～3 時間 19 分まで)	8,330

※移動支援を区分 2 の方が 14 時～15 時 15 分まで利用した場合

→1 時間をサービス提供時間としますので、4,020 円が利用料となります。

→15 時 20 分まで提供した場合は、1 時間 30 分をサービス提供時間とし 5,840 円を利用料とします。

※早朝・夜間・深夜加算の算定にあたって、日中の時間をまたぐ場合、より多くの時間を占める区分での算定を行います

(例) 区分 2 の方で 16 時 50 分～18 時 20 分まで利用を行った場合、日中の単価は 16

時 50 分～17 時 50 分までの 1 時間とし、その後の 17 時 50 分～18 時 20 分については、夜間の占める割合が多いため、夜間加算として算定します。
よって、利用料は 5,840 円+455 円（夜間加算）=6,295 円となります

Q 2 6 : 区分 3 の人が日中一時支援で 4 時間ぴったり利用した場合の費用は？

A 2 6 : 時間の考え方については、障害福祉サービスの時間の算定方法を基準としていますので、4 時間ちょうどで利用が終了した場合は、4 時間未満の区分の 1,890 円が費用となります。4 時間を超える利用があった場合は、4 時間以上 8 時間未満の区分の 3,780 円が費用となります。

Q 2 7 : 一日に複数回利用した場合の算定は？

A 2 7 : 通算で計算してください。例えば、移動支援で区分 2 の人が 10 時～12 時の 2 時間利用し、時間を空けて 15 時～17 時の 2 時間利用した場合、費用は 4 時間の 9,990 円となります。

Q 2 8 : 事業所が役場に給付費の請求をした場合の振込日はいつですか？

A 2 8 : サービス提供月の翌月 10 日までに受付を行った請求書については、サービス提供月の翌月末水曜日に支払を行います。請求書の到着が遅い場合や修正箇所があり受付できなかった場合は、振込が遅くなりますのでご注意ください。

以上



【問い合わせ】

猪名川町役場 生活部福祉課 障害福祉担当
〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1
電話：072-766-8701 F A X：072-766-8895